

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第31号 発行日：平成29年8月10日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 熊本訴訟 第21回口頭弁論

平成29年7月7日、熊本訴訟第21回弁論期日が開かれました。

弁論期日では、原告らが、水俣病の病像に関する3つの準備書面を陳述しました。

これらの書面では、被告らが主張する水俣病の病像論が誤っていて、私たち原告が主張する疫学的知見に支えられた水俣病の病像が正しいこと、共通診断書を作成した医師の診断方法が正しいことなどを医学的根拠に照らして主張しました。



【写真】熊本地裁門前で入廷行動する原告団

## 水俣から行商人が毎日魚を運んできました

また、第11陣原告で鹿児島県伊佐市在住の大塚直熊さんがこれまでの暮らしの様子や被害の苦しさを裁判官の前で意見陳述をしました。

大塚さんは、小さいころから不知火海から遠く離れた山間部である伊佐市菱刈町に住んでいましたが、国鉄山野線に乗って行商人が毎日、水俣から魚を売りに来ていたことを具体的に述べました。

## 東京訴訟 第14回期日



7月19日、東京訴訟の第14回弁論がありました。前回の期日では、昨年未交代した裁判長に対して、原告側が主張立証内容をプレゼンしました。今回は、被告国側がプレゼンを行いました。

また、原告側は、被告国側が提出した書面に対する反論の書面を陳述しました。この書面で、汚染された魚介類の摂取と水俣病の因果関係は、科学的な裏付けのある「疫学」によって判断すべきであると主張しています。

【写真】東京地裁の門前で決意を表明する原告団

## ノーモア・ミナマタ近畿 原告団集会

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟は、平成26年9月29日に第1陣提訴以降、第8陣まで追加提訴は続き原告数は122人になりました。これまでに9回の口頭弁論が開かれ争点も明らかになってきています。

これまでの経過を整理して活動の方針を確認しあうことを目的に大阪会場(7月23日)と名古屋会場(8月5日)に分けて原告団集会が開かれました。集会では、水俣病不知火患者会から、これまでの歴史も含めて経過の報告があり、近畿弁護士からは裁判の詳細について説明がありました。

### ミナマタ現地調査2017が開催されます(8/26~27)

今年も、8月26日から27日にかけて、ミナマタ現地調査2017を行います。水俣病の被害を受けた土地を訪れ、被害者から話を聞くことができ、被害者の声、被害の実態を知る良い機会となります。夜には、参加者の親睦を深めるため、バーベキューを行います。皆さん、奮ってご参加ください。

#### 【今後の予定】

8月26、27日 ミナマタ現地調査  
9月13日 近畿訴訟第10回弁論  
9月29日 熊本訴訟第22回弁論  
10月20日 東京訴訟第15回弁論

#### \*とある弁護団員のヒトリゴト\*

暑い日が続きますが、私は夏バテになったことがあります。というか、これまでの人生で食欲がなくなったことがあります。

夏バテというものになれば少しは体重が減らせるのでしょうか？

夏バテに憧れる44歳の夏です。

(弁護団・中村輝久)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団  
〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1  
扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)  
電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378  
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索